

工場等判断基準等の改正について

平成31年1月24日

資源エネルギー庁 省エネルギー課

【参考】工場等判断基準の概要

- 『工場等判断基準※』とは、エネルギーを使用し事業を行う事業者が、**エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に実施するために必要な判断の基準となるべき事項**を、経済産業大臣が定め、告示として公表したものの。

※工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業告示第66号）

- 各事業者は、この『工場等判断基準』に基づき、エネルギー消費設備ごとや省エネルギー分野ごとに、**運転管理や計測・記録、保守・点検、新設に当たっての措置**のうち、該当するものについて管理標準を定め、これに基づきエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。
- 『工場等判断基準』の構成は、「**I エネルギーの使用の合理化の基準（基準部分）**」と「**II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置（目標部分）**」で構成されている。
- 国は定期報告において判断基準の遵守状況等を特定事業者等に報告させて省エネ取組の評価に活用しており、また現地調査や立入検査等の法執行においても判断基準の遵守状況等を確認している。

1. 基準部分の見直しを踏まえた定期報告様式改正

2. 法改正に伴う工場等判断基準の整備

1. (1) 基準部分の見直しを踏まえた定期報告様式改正

- 工場等判断基準については、エネルギー管理統括者等の経営層を巻き込み、現場のエネルギー管理を踏まえた大規模な投資判断を促進するとともに、エネルギー企画推進者等を通じて現場と経営を繋ぐ役割を強化するような見直しが必要である。
- また、見直しに当たっては、事業者として、必要に応じて省エネ取組の評価の客観性を高める工夫を検討するとともに、経営層の責務として、省エネを進めるために必要となる人材の育成という視点も考慮すべきである。



上記を踏まえ、工場等判断基準の基準部分の見直しを実施



見直し部分に係る事業者の取組を報告いただくため、定期報告様式中の「判断基準の遵守状況」欄を改正

(参考) 昨年議論いただいた基準部分の見直しについて

● 基準部分の見直しに関する告示改正 (2018年4月施行)

- ✓ 事業者の省エネ投資を促進するため、経営層の省エネ取組への関与をさらに促す観点から、**経営層の役割を明確化するなど、事業者として遵守すべき事項を追加。**

工場等判断基準・基準部分の見直し

事業者及び連鎖化事業者が工場等全体を俯瞰して取り組むべき事項として以下のア〜クまでの8項目を規定

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| ア. 管理体制を整備 | オ. 取組方針、遵守状況の評価手法を定期的に精査、変更 |
| イ. 責任者(エネルギー管理統括者)を配置 | カ. 省エネに必要な資金、人材を確保 |
| ウ. 取組方針(目標、設備の新設・更新)を規定 | キ. 従業員に対して、取組方針を周知、省エネ教育を実施 |
| エ. 取組方針の遵守状況を確認・評価、改善指示 | ク. エネルギー使用量、管理体制、取組方針等の管理 |



- ✓ P D C Aサイクルの順番に項目を整理。
- ✓ 責任者、責任者を補佐する者、現場実務を管理する者の責務等を規定

I-1 全ての事業者が取り組むべき事項:

事業者及び連鎖化事業者が工場等全体を俯瞰して取り組むべき事項として以下の(1)~(8)までの8項目を規定

- | | |
|-----------------------------|-------------------------------|
| (1) 取組方針(目標、設備の運用・新設・更新)の策定 | (4) 省エネに必要な資金・人材の確保 |
| (2) 管理体制の整備 | (5) 従業員に対する取組方針の周知、省エネ教育の実施 |
| (3) 責任者等の配置等 | (6) 取組方針の遵守状況を確認・評価・改善指示 |
| ① 責任者の責務 | (7) 取組方針及び遵守状況の評価手法の定期的な精査・変更 |
| ② 責任者を補佐する者の責務 | (8) 取組方針や管理体制等の文書管理による状況把握 |
| ③ 現場実務を管理する者の責務 | |

● 責任者の責務

取組方針の遵守状況や現場実務を管理する者からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと 等

● 責任者を補佐する者の責務

責任者と現場実務を管理する者間の意思疎通の円滑化を図ること等により責任者の業務を補佐すること 等

● 現場実務を管理する者の責務

エネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果について責任者に対する報告を行うこと 等

※ その他、「工場単位、設備単位での基本的実施事項」(例、既存の設備に関して、省エネの観点から更新・改造等の優先順位を整理すること)を規定。

1. (2) 定期報告様式の改正案

- 定期報告書の特定－第8表（判断基準の遵守状況）を改正。
- 昨年の改正部分を反映するとともに、判断基準の遵守状況をより詳細に把握するため、選択肢を追加。

（現行）工場等判断基準 ※抜粋

（1）取組方針の策定

事業者は、その設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（特定事業者及び特定連鎖化事業者にあつては中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。その際、取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含むこと。

（2）管理体制の整備

事業者は、その設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。

特定－第8表（案） ※抜粋

設置している全ての工場等の全てにおけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。	<input type="checkbox"/> 策定している <input type="checkbox"/> 策定していない
取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。	<input type="checkbox"/> 全て含めている <input type="checkbox"/> 大半含めている <input type="checkbox"/> 一部含めている <input type="checkbox"/> 含めていない
設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない

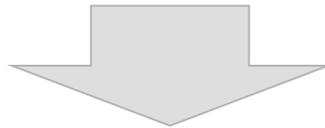
1. 基準部分の見直しを踏まえた定期報告様式改正

2. 法改正に伴う工場等判断基準の整備

2. (1) 法改正に伴う工場等判断基準の整備

<第1回工場等判断基準WG（平成30年9月25日）での議論>

- 認定管理統括事業者制度において、判断基準の適用範囲は認定管理統括事業者となった親会社のみ適用されるのか、あるいは親会社、子会社等それぞれに適用されるのか。
→判断基準については、工場等を設置している者に対して適用されるため、子会社も含めて適用となる。（事務局）
- 現行の判断基準では、特定事業者及び特定連鎖化事業者にあつてはエネルギー管理統括者等を責任者として配置するとなっているが、認定管理統括事業者制度における子会社や関連会社が特定事業者である場合に、エネルギー管理統括者を置かなくてよいとなると、この責任者はどのような人を置くことになるのか。
→現行の特定事業者及び特定連鎖化事業者が管理関係事業者となった場合、認定管理統括事業者のエネルギー管理統括者が責任者になる。なお、**判断基準の改正が必要**。（事務局）



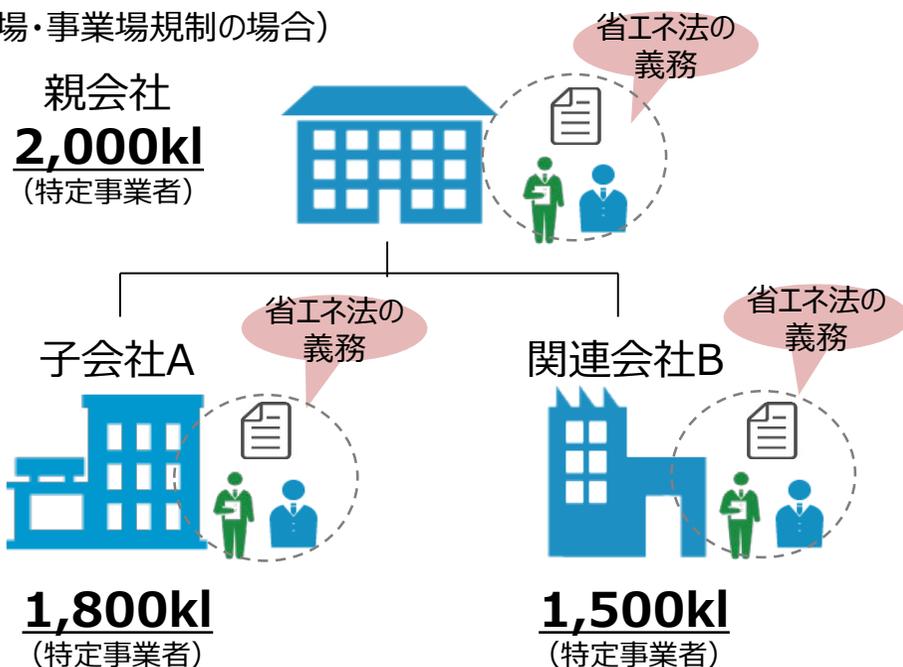
- 工場等判断基準において、法改正にて措置された認定管理統括事業者及び管理関係事業者の適用範囲を明確にするため、工場等判断基準の改正を行う。

(参考) 認定管理統括事業者制度

- 一定の資本関係等の密接性を有しており、一体的に省エネ取組を行っている企業グループの親会社等が、グループの一体的な省エネ取組を統括管理する者として認定を受けた場合、当該親会社等による定期報告等の義務の一体的な履行を認める。
- なお、子会社等の管理関係荷主のエネルギーの使用状況等についても引き続き把握できるように措置する。

改正前

(工場・事業場規制の場合)

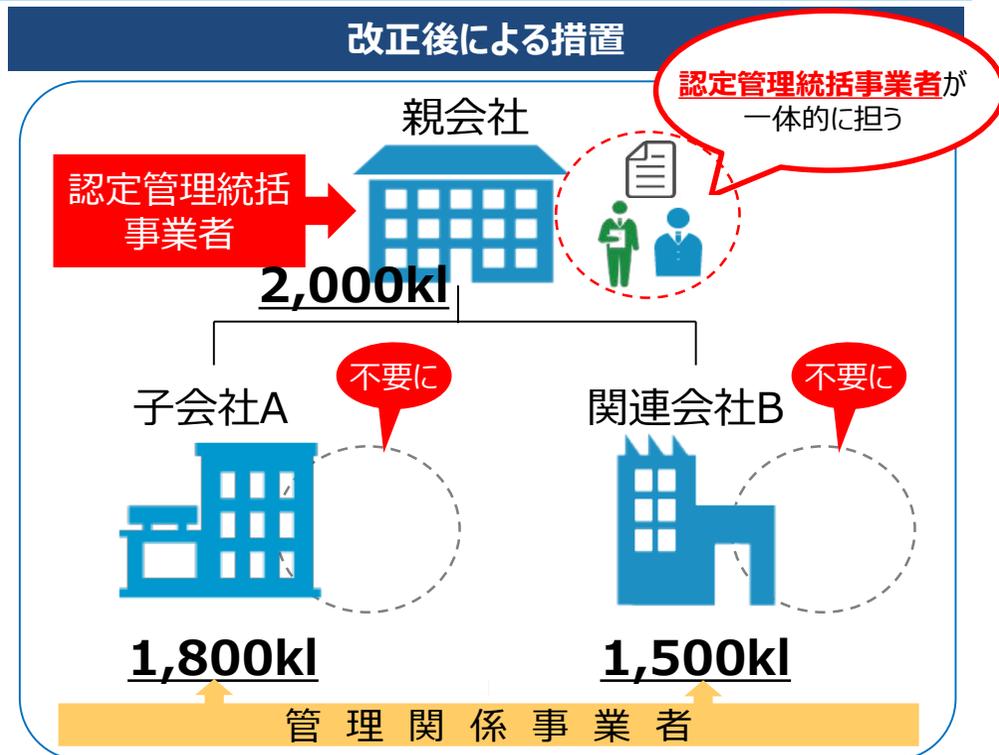


：エネルギー管理統括者



：エネルギー管理企画推進者

改正後による措置



：定期報告及び中長期計画

省エネ法の義務

定期報告・中長期計画の提出

エネルギー管理統括者等の選任

現行法

全ての特定事業者が報告・提出

全ての特定事業者で選任

改正法

認定管理統括事業者が一体的に提出

認定管理統括事業者において選任

2. (2) 認定管理統括事業者の評価

- 認定管理統括事業者は、管理関係事業者と一体的に省エネ取組を行うことで、グループ全体でエネルギー消費原単位1%改善が達成できれば、グループ全体でS評価となる。
- 他方、管理関係事業者であっても、判断基準の遵守を求め、省エネ取組は引き続き求めていく。

	認定管理統括事業者	管理関係事業者
SABC評価	一体で評価	
定期報告等の提出義務	<input type="radio"/> (管理関係事業者の分も含めて提出)	×
省エネの努力義務	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
指導・助言 (省エネ法第6条)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

- 管理関係事業者における判断基準の遵守状況は、認定管理統括事業者から報告されることとなる
- 判断基準の遵守状況が悪い場合は、必要に応じて指導・助言を行う